

学校危機管理マニュアル

令和7年4月1日発行

目 次

I. 事前の危機管理	
1 学校内の体制整備 -----	1
2 家庭・地域・関係機関等との連携 -----	5
3 危険箇所の点検と管理 -----	7
4 避難訓練 -----	7
5 教職員研修 -----	9
6 安全教育 -----	9
II. 個別の危機管理	
1 事故発生時の対応及び救急・緊急連絡体制-----	10
2 救急及び緊急連絡体制（ケガ・病気の手当及び緊急対応）-----	12
3 応急手当 -----	14
4 登下校時の対応 -----	15
5 校外活動時の対応 -----	16
6 頭頸部外傷への対応 -----	17
7 熱中症の対応 -----	18
8 食物アレルギーへの対応 -----	19
9 不審者侵入への対応 -----	20
10 交通事故への対応 -----	21
11 台風・暴風雨雪への対応-----	22
12 地震発生時の対応-----	23
13 地震等自然災害発生時の対応-----	24
14 大災害発生時の登下校のガイドライン-----	25
15 感染症・食中毒発生時における対応-----	26
16 火災発生時の対応-----	27
17 生徒の行方不明時の対応-----	28
III. 新たな危機事象	
1 弾道ミサイル発射に係る対応 -----	29
2 学校への犯罪予告・テロへの対応 -----	30
3 インターネット上の犯罪被害への対応 -----	31
IV. 事後の危機管理	
1 安否確認 -----	32
2 引渡し・待機 -----	32

I. 事前の危機管理

I-1 学校内の体制整備

1 学校の危機管理

ア 学校における危機管理の基本

- ①すべてに優先して、生徒の生命、健康、人格を守ること
- ②事故や事件の管理、事後処理を的確に行うこと

イ 学校における危機管理の対象

- ①教育活動に伴う事故・負傷（授業中、学校行事や休憩中など）
- ②いじめ等の問題行動や校内暴力等の非行行為、不登校
- ③交通事故
- ④インフルエンザ等の感染症、食中毒
- ⑤火災・地震等の災害
- ⑥その他（保護者からの苦情など）

ウ 学校における危機管理の対処法と主な留意事項

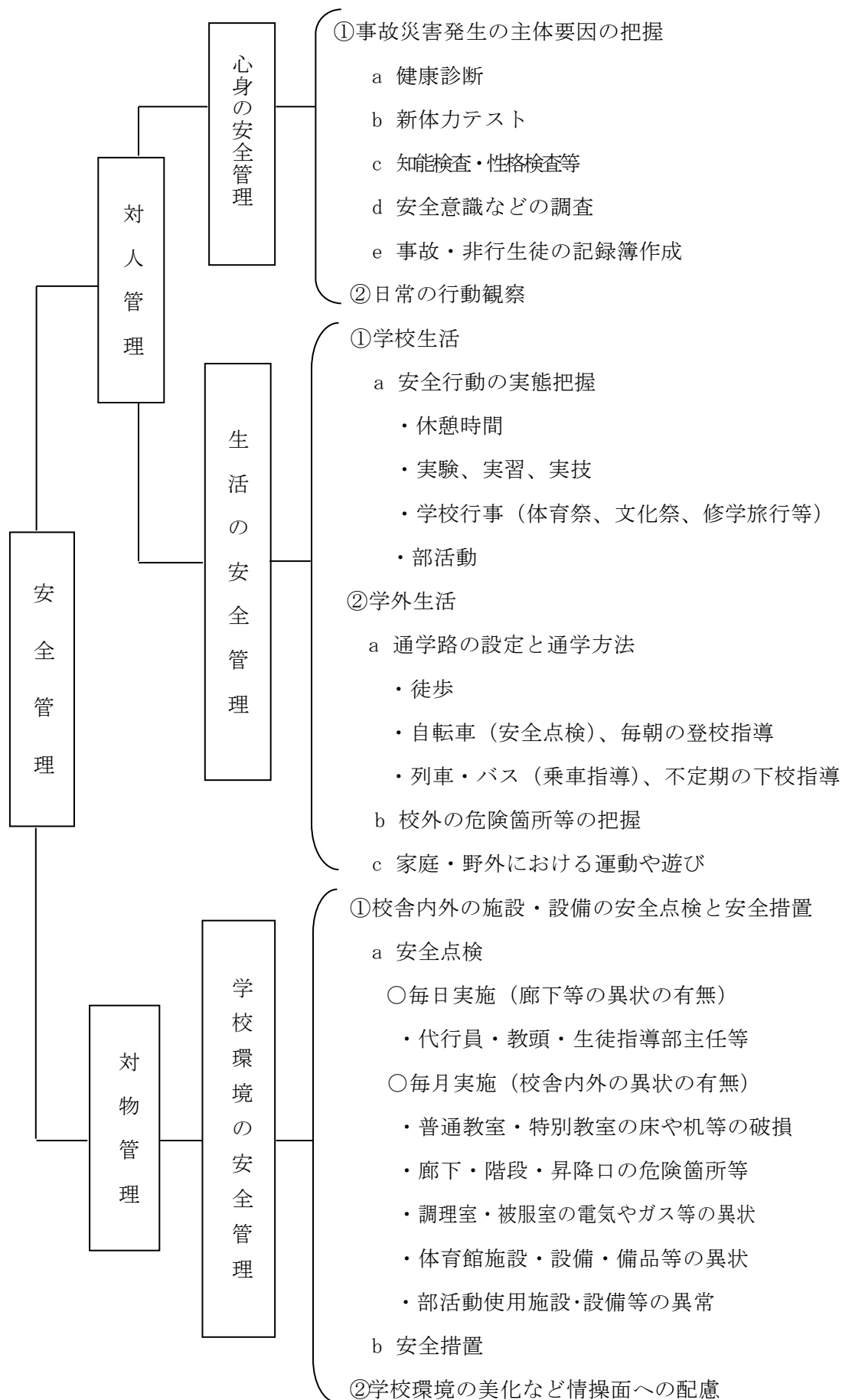
①対処法

- a 危機的な状況が起きる可能性を予知し、情報を収集する。
- b 危機を回避する措置を講ずるとともに、最悪の状態を想定する。
- c 危機が生じた場合は、校長が陣頭指揮をとる。

②留意事項

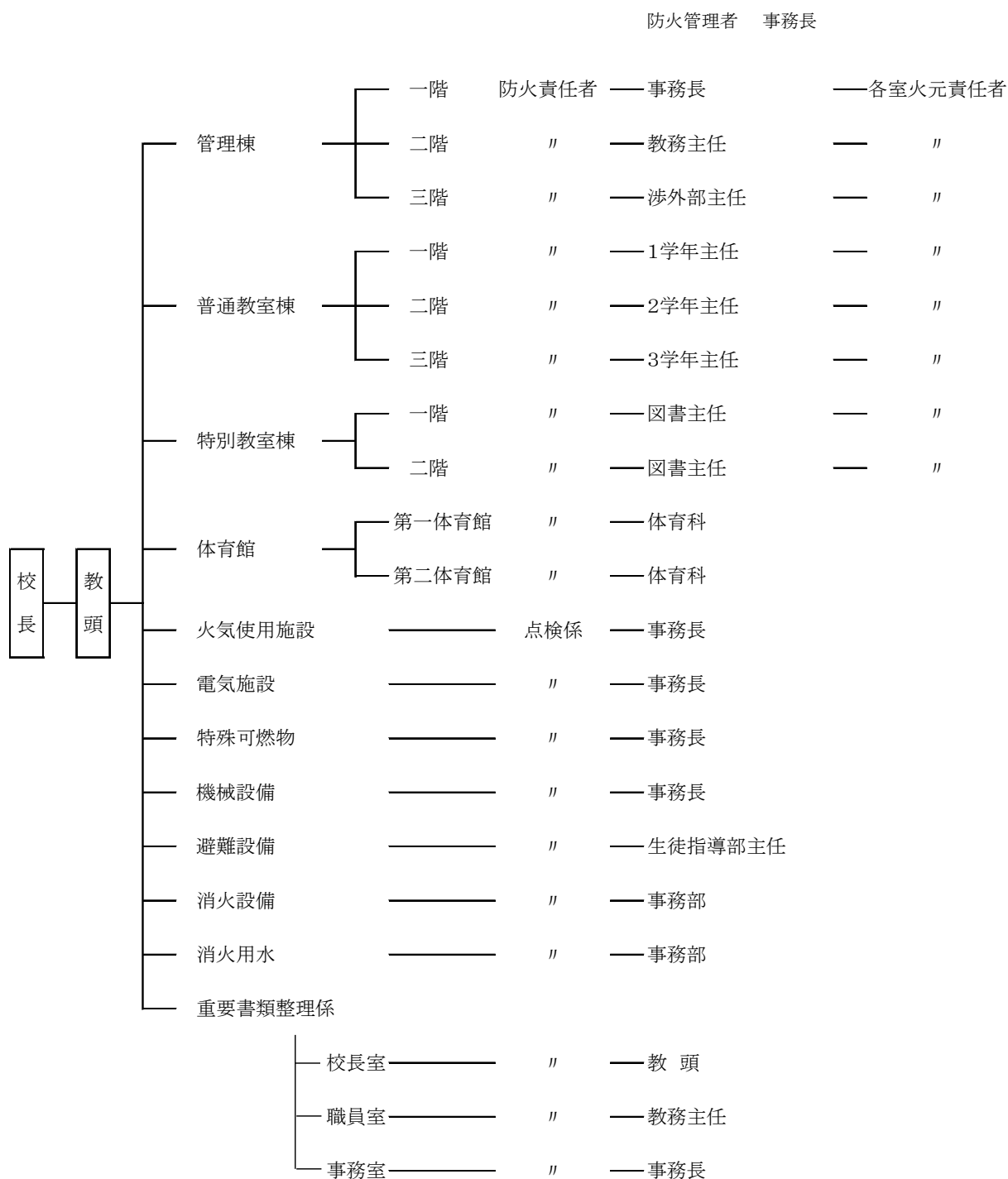
- a 教職員の役割分担の明確化
- b 正確な情報の把握と分析及び素早い対応
- c 責任の所在の明確化と再発防止対策の具体化
- d 守秘義務・プライバシー保護への配慮
- e マスコミ対応は校長又は教頭に一本化
- f 記録の励行と資料の準備

2 安全管理の体系



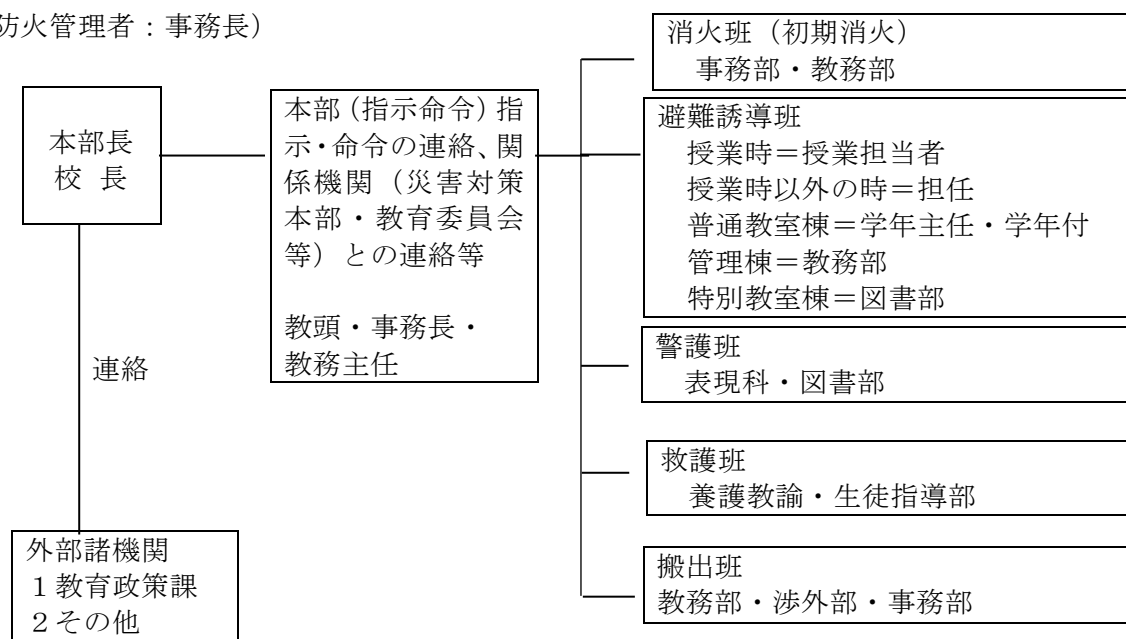
3 防火管理組織

(1) 防火管理組織



(2) 消火組織

(防火管理者：事務長)



(任 務)

- ア. 本部 : 各班を統括指揮するとともに、消防署への連絡にあたる。
- イ. 消火班 : 初期消火にあたる。
- ウ. 避難誘導班 : 本部の指揮のもと、避難経路の確認・誘導にあたる。
- エ. 警備班 : 状況により、飛び火の警戒等にあたる。
- オ. 救護班 : 負傷者の運搬及び救護にあたる。
- カ. 搬出班 : 重要書類および諸物品を安全地帯に搬出し管理する。

- ・校舎内に職員・生徒が残っている場合は、火災報知器、放送等により火災発生を知らせ、校舎内に残っている職員と協力し初期消火活動及び生徒等の安全な場所へ避難誘導を行う。
- ・日直代行員・警備会社は火災発生を発見した場合、直ちに初期消火及び消防機関への通報と、防火管理者・校長等関係者への連絡を行う。
- ・無人となる時間帯は、学校委託の警備会社が防火管理に当たる。

I－2 家庭・地域・関係機関との連携

1 緊急保護者会

ア 開催の判断

緊急保護者会の開催については、管理職は教育委員会やP T A役員と連携を図り、次のような点を考慮の上で判断することが必要である。

《判断基準》

- ①事件・事故が当事者だけでなく、他の生徒及び保護者に与える影響が大きい。
- ②生徒及び保護者に、不安感や学校に対する不信感が高まっている。または、高まる可能性がある。

イ 目的

緊急保護者会は、次のことを目的に実施する。

- ①事件、事故についての正確な事実や対応の概要を説明することで、噂の流布等による混乱を避ける。
- ②学校運営の正常化を図るため、対応方針を説明し、保護者や地域社会の人々の協力を求める。
- ③学校の対応方針等に対する保護者の要望や考えを聞く。

ウ 実施上の留意点

①説明内容の十分な準備

学校が収集した情報について、事実と確認した情報とそうでない情報の整理・事故の背景等を分析し、説明内容について十分準備しておく。

②個人情報への配慮

事件・事故に関わる生徒の人権やプライバシーについて、最大限の配慮をする。

③教職員の共通理解

管理職は、教職員に保護者会での説明内容や協議事項、今後の対応方針について説明し共通理解を図っておく。

④誠意ある対応

保護者会において、様々な意見や要望が出されることが考えられる。それらをきちんと受け止めた上で、誠意を持って対応する。

⑤教育委員会・P T A役員との連携

開催目的・内容等について、教育委員会やP T A役員と事前に協議する。必要な場合は助言や保護者会への同席等を、教育委員会に依頼する。

2 報道機関への対応

ア 対応の基本姿勢

①情報の公開

個人情報や人権等に最大限に配慮しながら、事件・事故についての事実を公開していく姿勢で対応し、事実を隠しているのではないかなどの誤解が生じないようにする。また、公開できる情報はきちんと伝えるが、プライバシー保護等の理由から伝えられない場合、その旨を説明し理解を求める。

②誠意ある対応

報道を通じて、事件・事故の概要だけでなく、学校の対応状況や今後の方針を広く保護者や地域の人々に説明できる。学校と報道機関との関係が協力的なものとなるよう、誠意を持って対応する。

③公平な対応

報道機関に情報を提供する場合、どの機関に対しても公平に情報を提供する。

イ 対応のポイント

①窓口の一本化

取材要請があった場合、対応は校長又は教頭が窓口となり、一本化する。

②報道機関への依頼

多くの取材要請が予想される場合、生徒の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持する観点から、取材に関しての依頼を文書により行う。

〔依頼内容〕

- ・校内の立ち入りに関すること。
- ・取材場所、時間に関すること。
- ・生徒や教職員の取材に関すること等。

③社名、記者名、連絡先等の確認

取材要請があった場合、後に連絡が必要となることがあるので、必ず社名、記者名、連絡先等を確認しておく。

④取材意図の確認及び準備

あらかじめ取材意図を把握し、予想質問に対する回答を作成することにより、的確な回答が出来るよう準備する。その際、事実関係が正確に把握できているか、推測の部分はないか、人権やプライバシー等への配慮は出来ているかなどを確認する。

⑤明確な回答

不明なことや把握していないことは、その旨を明確に答える。誤解に繋がるような曖昧な返答はしない。

⑥教育委員会との連携

記者会見を開く際の留意事項について助言を得るなど、教育委員会に支援を要請する。

⑦記者会見の設定

取材要請が多い場合は、教育委員会と連携を図り、記者会見を開くことで、対応する。その際、会見場所、時間等については、学校運営が混乱しないよう考慮したうえで決定する。取材が長期化する場合は、記者会見を定例化することも考えられる。

⑧取材時の対応と記録

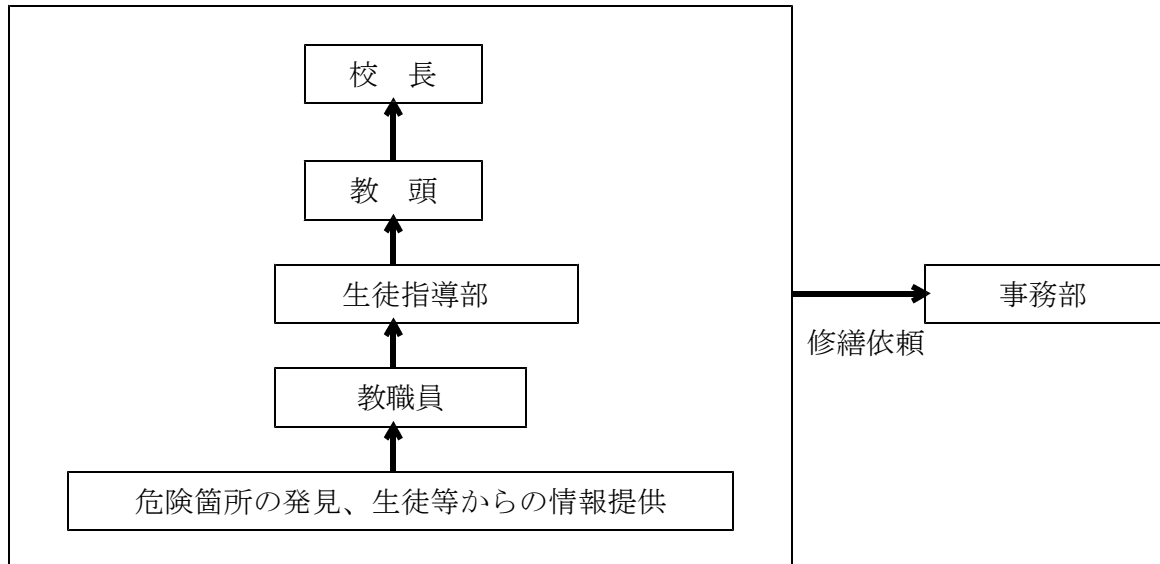
取材へは複数で対応し記録者を決めておく。また、取材内容、報道内容を随時記録し整理しておく。

I－3 危険箇所の点検と管理

1 施設・設備の点検箇所

- (1) 校舎（教室、廊下、階段等全ての箇所）
- (2) グラウンド

2 管理・組織体制



3 点検内容

- (1) 破損により、校内環境が損なわれていないか。
- (2) 施設・設備及び備品に破損や故障がないか。
- (3) 施設・設備の不具合による事故が予想されないか。
- (4) 危険性のある物品について保管上の問題がないか。
- (5) 落下や接触により身体に損傷を及ぼすことが予想される箇所はないか。
- (6) 照明や温度・換気等に関する健康上の問題がないか。
- (7) 清掃状況・ごみ処理や害虫による衛生上の問題がないか。
- (8) その他。

4 点検時期

- (1) 毎日
- (2) 定期（毎月末）
- (3) 臨時（行事等実施時）

I－4 避難訓練

1 危険等発生時における教職員の役割

- (1) 危険発生の連絡
- (2) 避難指示
- (3) 安否確認
- (4) 安全確保
- (5) 負傷者の応急処置、医療機関への搬送
- (6) 保護者への連絡、引き渡し
- (7) 火災時の初期消火

2 避難場所

- (1) 第一グラウンド（通常）
- (2) 正門側駐車場
- (3) 第1体育館（雨天時）

3 避難経路

避難経路図による（職員会議にて配付）

4 避難訓練時期

- | | | |
|-----|-----|---------------|
| 第1回 | 4月 | 通報・避難・下校確認訓練 |
| 第2回 | 7月 | 通報・避難・消火・降下訓練 |
| 第3回 | 10月 | 通報・避難・消火訓練 |

5 避難訓練の実際例

- (1) 訓練の意義と避難経路の説明（朝のSHRにおいて各HRT）
※今回の経路のみでなく、出火場所ごとの経路を説明
- (2) 避難訓練
 - ① 校内緊急放送時刻〇時〇分（放送 教頭、2階職員室より）
「訓練・訓練 ただいま大きな地震がありました。全員ただちに机の下に入りなさい。
授業担当者は可能な限り、避難経路を確保しなさい。」（2度繰り返す）
「揺れが収まりましたので生徒・職員はそれぞれの場所で待機しなさい。」
（2度繰り返す。）
 - ② 火災発生の連絡（〇〇Tから教頭へ）
 - ③ 教頭は職員室にいる職員に初期消火とその結果の報告（事務室まで）の指示
 - ④ 教頭は事務室へ
 - ⑤ 消防署へ通報（事務部〇〇） 〇時〇分頃
 - ⑥ 放送による避難命令発令（放送 教頭、事務室より）
「訓練・訓練 地震により〇〇棟〇階〇〇室より火災が発生しました。生徒・職員は直ちに□□□に避難を開始しなさい」（2度繰り返す）
 - ⑦ 避難・誘導（担任）
目 標：5分台で安全に避難できるようになる。
・最初に避難口をでる誘導者は、できる限り広く非常口を開放する。
・外に出たら、駆け足で誘導する。非常口付近の混雑を避けるため、外に出たクラスは前のクラスの横を歩いて進むよう心がける。
 - ⑧ 人員確認・避難完了
目 標：速やかに人員確認ができるようになる。
 - ⑨ 講評（校長より）
 - ⑩ 教室へ移動
シャッターから「足ふきマット」で内履きをよく拭いて入ること。

6 係分担

- | | |
|---------|-------------------------|
| ①総指揮 | 校 長（全体の指揮） |
| ②本 部 | 教頭・事務長・教務主任（本部の設置・人員確認） |
| ③避難誘導指揮 | 生徒指導主任 |
| ④生徒避難誘導 | 各授業担当者または担任（生徒の避難誘導） |
| ⑤初期消火 | （教頭の指示を受けた者） |
| ⑥通報係 | 事務部（消防署に通報） |

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| ⑦避難経路要所での指導 | 各学年主任・副担任（授業のない者、扉を開けるなど） |
| ⑧避難状況の最終確認 | 各学年副担任（授業のない者、特別教室棟は図書部） |
| ⑨救 護 | 養護教諭、生徒指導部保健担当（保健室の生徒および全体の救護） |
| ⑩整列指導 | 生徒指導部 |
| ⑪進行 | 生徒指導部（ハンドマイク用意） |
| ⑫計時 | 生徒指導部 |
| ⑬足ふきマットの準備 | 生徒指導部、事務部 |

I-5 教職員研修

1 研修内容

- (1) 危機管理マニュアルに基づく防災・防犯等の避難訓練
- (2) 事故等発生時の対応訓練（被害児童生徒等及び保護者への対応含む）
- (3) AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関すること
- (4) エピペンの使用方法を含むアレルギーへの対応に関すること
- (5) 校内の事故統計や事故事例、日本スポーツ振興センターの情報等を活用した安全な環境の整備に関すること
- (6) 児童生徒等に対する安全教育に関すること
（身に付けさせる安全に関する資質・能力、安全教育の教育課程への位置付け、教科等における指導内容や教材等に関する共通理解等）
- (7) 児童生徒等の心のケアに関すること 等

2 研修日

年1回（定期考査中の1日）を基本とする。

I-6 安全教育

1 安全教育の目的

危機予測・危険回避能力の育成

2 安全指導

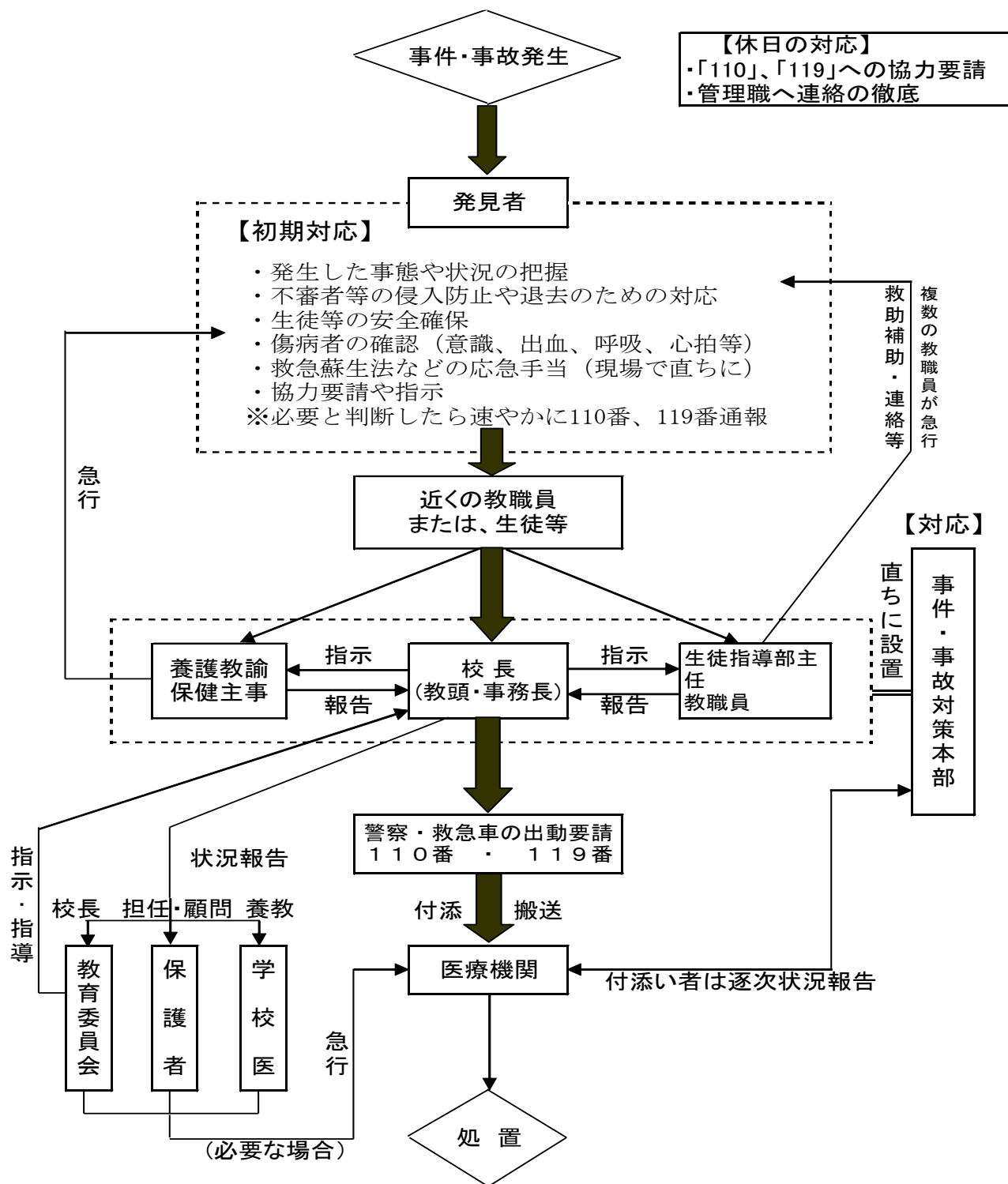
- (1) 生活安全
 - ア 情報モラル教室
 - イ 薬物乱用防止教室
 - ウ 長期休業中のアルバイト、旅行事前指導
- (2) 交通安全
 - ア 登校指導
 - イ 自転車・列車・バス通学生の指導
 - ウ 交通安全教室
- (3) 災害安全
 - ア 避難訓練（地震及び火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方）
 - イ 救助袋を使用した降下訓練の実施
 - ウ 消火器を使用した消火訓練の実施

3 地域と連携した事例

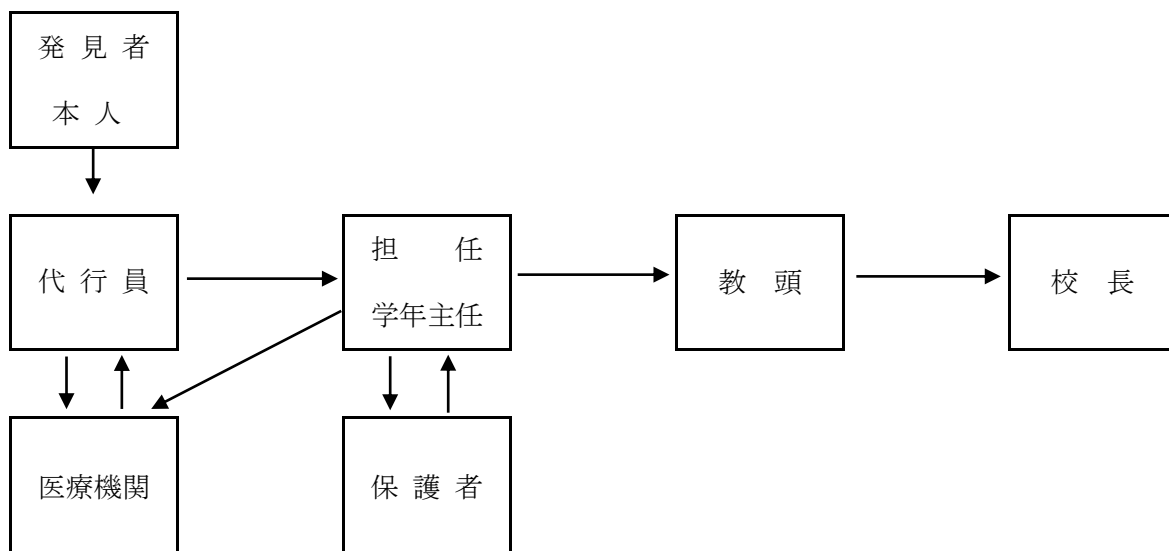
今後、地域と連携した安全教育の実施を検討する。

Ⅱ 個別の危機管理（事故等発生時等の対応）

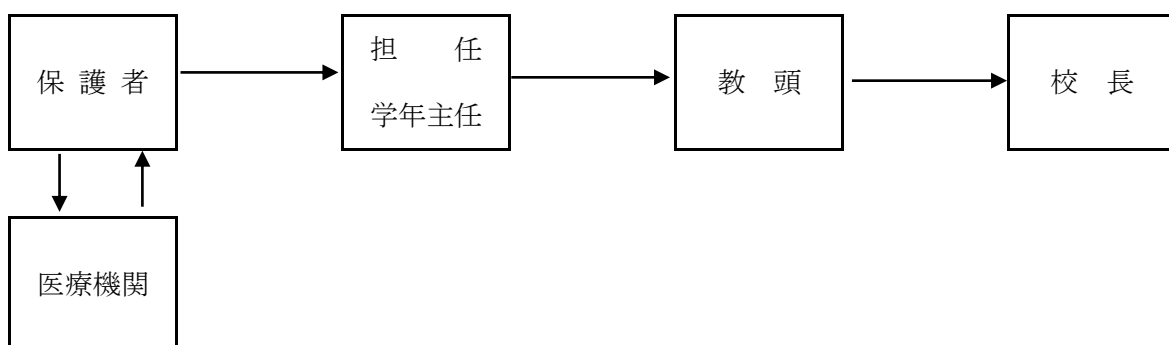
Ⅱ-1 事故発生時の対応



※ 教職員不在の際に、災害、事故等が発生した場合の通報・連絡網

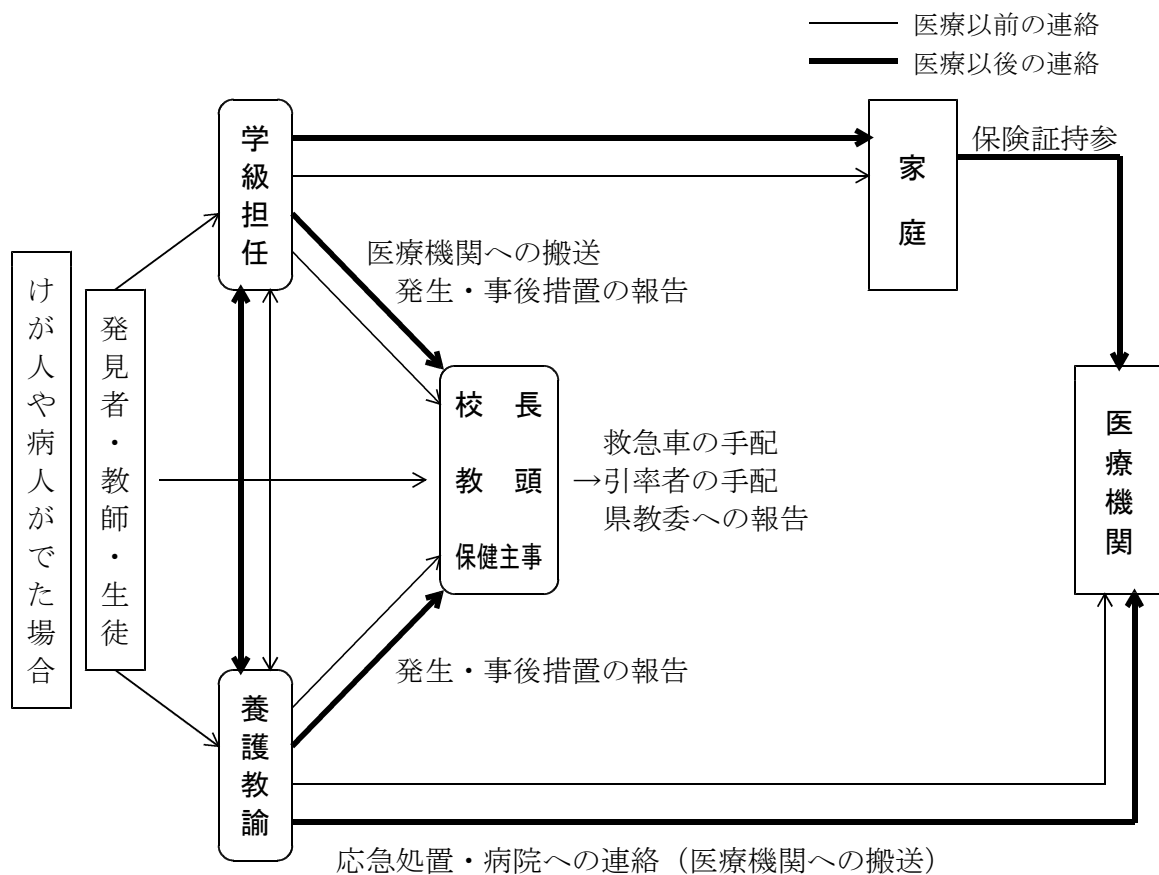


※ 休業日（下校後）に生徒が事故に遭った場合の通報・連絡網



Ⅱ－２ 救急および緊急連絡体制

1 救急体制



* 医療機関搬送の場合

- (1) 発生・事後措置を管理職へ報告
- (2) 保護者に連絡
- (3) 保護者に保険証持参で来院要請

- ◎ 休日の場合（部活動等）、顧問が対応。関係教員・管理職へ速やかに報告。
- ◎ 緊急時は管理職へただちに報告。救急車を要請。（119番）
- ◎ 救急車には事故状況を知る教職員が同乗。
- ◎ 修学旅行などでグループ別に活動している場合は、引率教職員が安否確認。安全な場所へ速やかに避難指示。

2 家庭連絡

学年始に保健調査票を整備。（かかりつけ病院、家庭の電話番号、緊急時の連絡先を記入）

3 電話連絡の方法

(1) 家庭へ

- ①負傷等の状況報告。
- ②かかりつけ医を確認。
(かかりつけ医がない場合、搬送する病院名を連絡。(保護者承諾要))
- ③搬送先病院まで来院要請。(保険証持参)

(2) 医療機関へ

- ①学校名、症状、性別、氏名、応急手当の状況を連絡。診療の可否を確認。
- ②医療機関までの搬送時間を連絡。
- ③保健調査票を持参。(保健室に保管)

(3) 救急車へ

- ①119番、救急車要請。
- ②学校名、住所を連絡。
- ③負傷等の人数、年齢、性別、症状を連絡。
- ④かかりつけ医がある場合は連絡。

◆救急車要請基準

意識喪失	ショック症状
けいれん(緊張性、弛緩性)	激痛の持続
多量の出血	骨の変形
大きな開放創	広範囲の火傷

(4) その他

- ①救急車を利用しない場合、事務室・保健室のタクシー券を利用。
- ②事故の状況を知る教職員が引率。

学 校 医	
救急車 119	内 科 国立病院機構八戸病院 (関根耕作) 45-6111
ポストタクシー 22-4156	耳鼻科 洲崎耳鼻咽喉科医院 44-2213
	眼 科 松橋眼科クリニック 73-3315
	歯 科 渡辺デンタルクリニック 38-8031
	産 科 苫米地レディースクリニック 47-5651
	薬剤師 ベル薬局 (立花) 29-2914

学校近くの専門医	
よしの整形外科	73-8016
高橋医院	71-3123
おっとも脳神経外科	41-1115

八戸市内の総合病院	
八戸市民病院	72-5111
青森労災病院	33-1551
八戸赤十字病院	27-3111
休日夜間診療所	22-2277

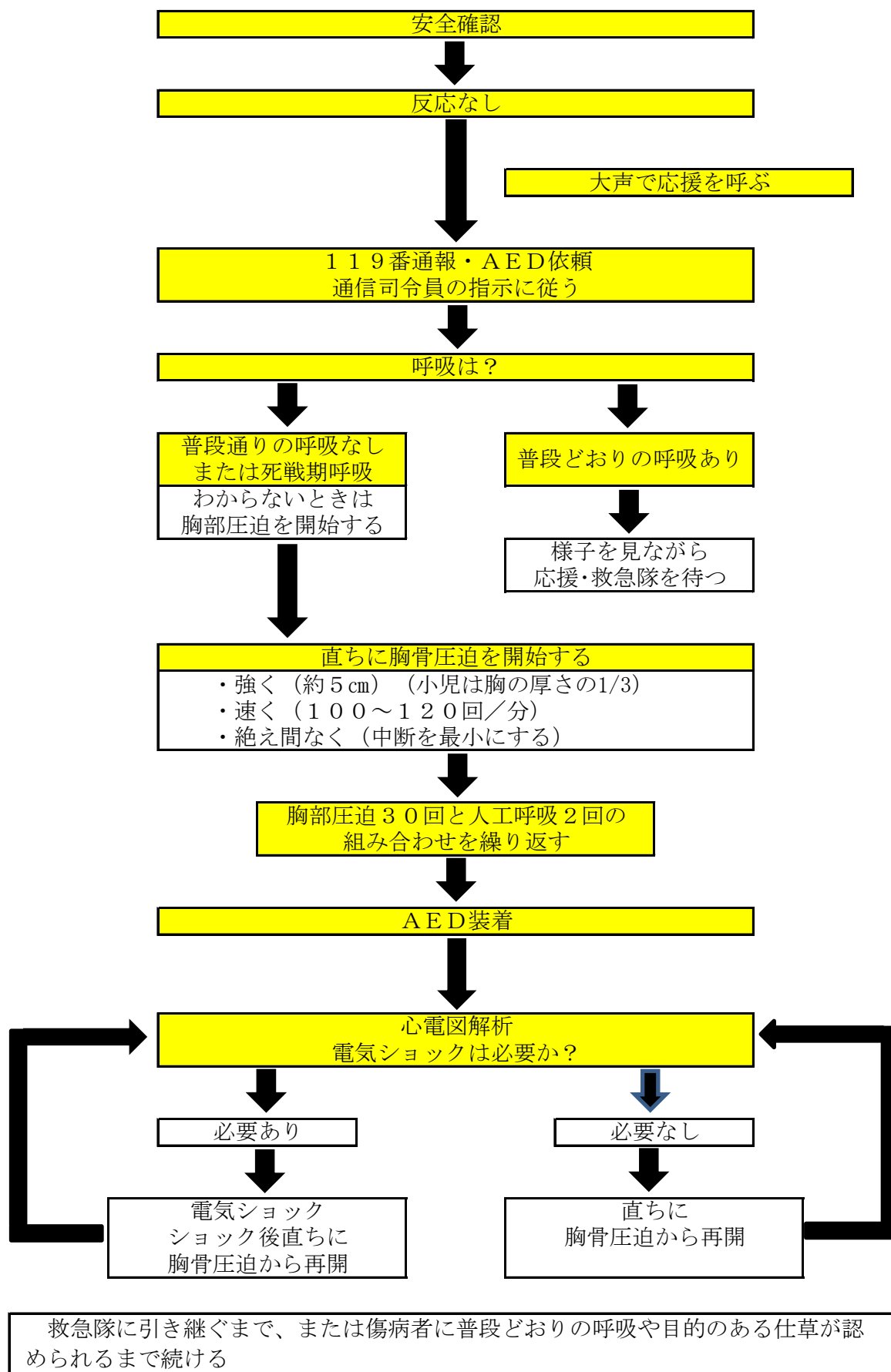
救急箱配置
保 健 室

A E D 配置
・事務室前廊下
・普通教室棟2階廊下
・二体前廊下

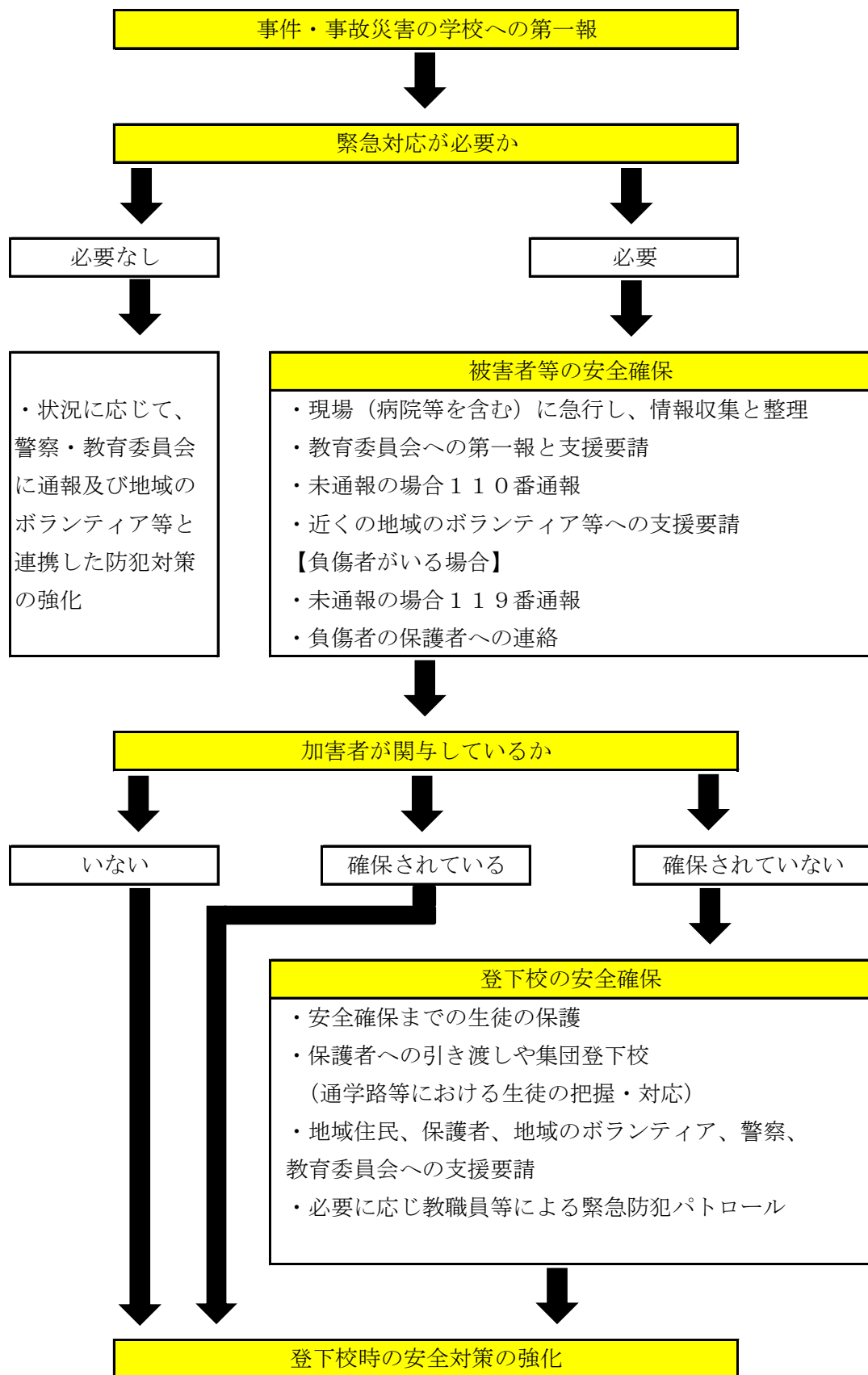
担架設置場所
・保健室前
・2階セミナー室前

Ⅱ－３ 応急処置（BLS）

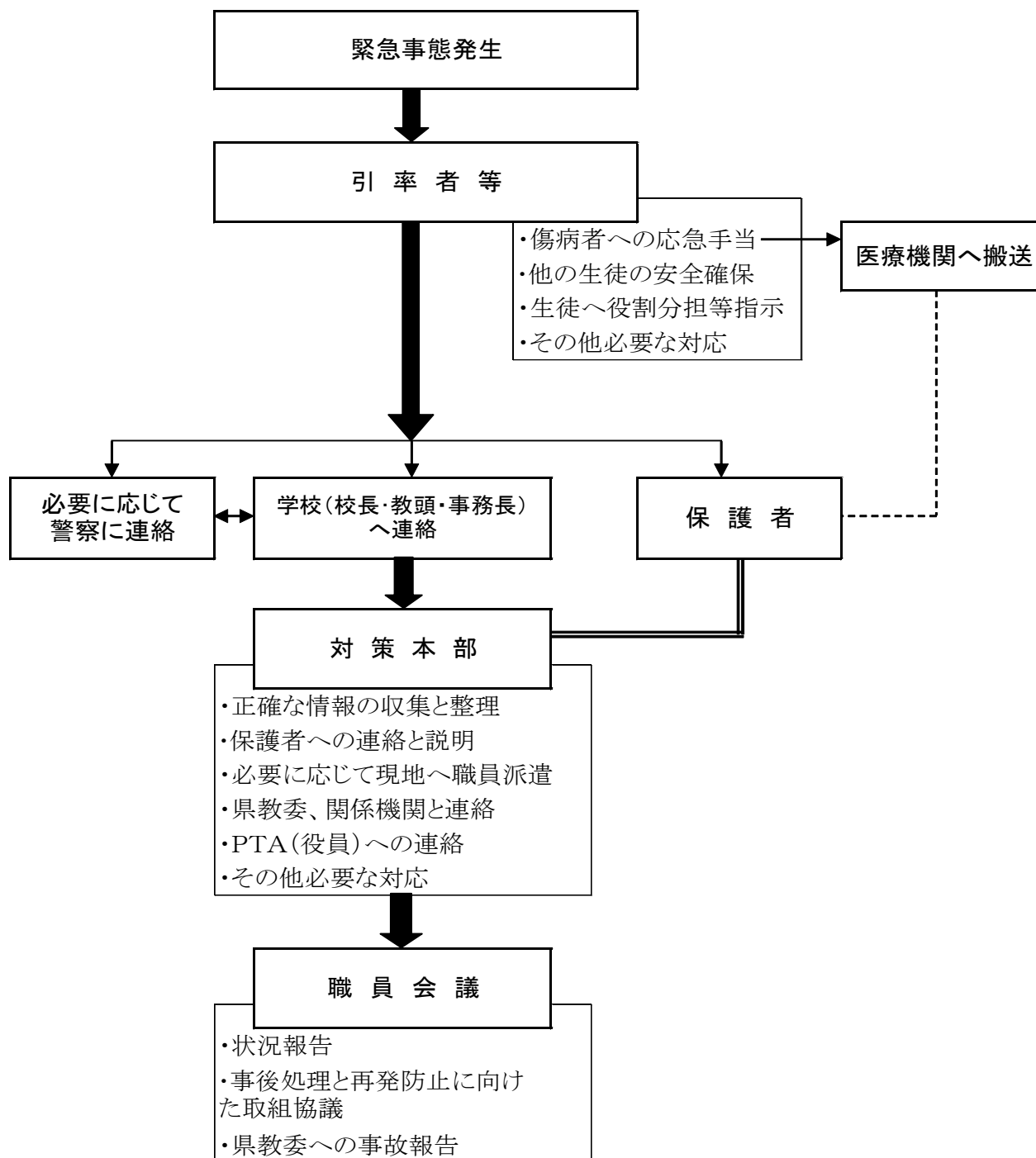
BLS＝一次救命処置（Basic Life Support）



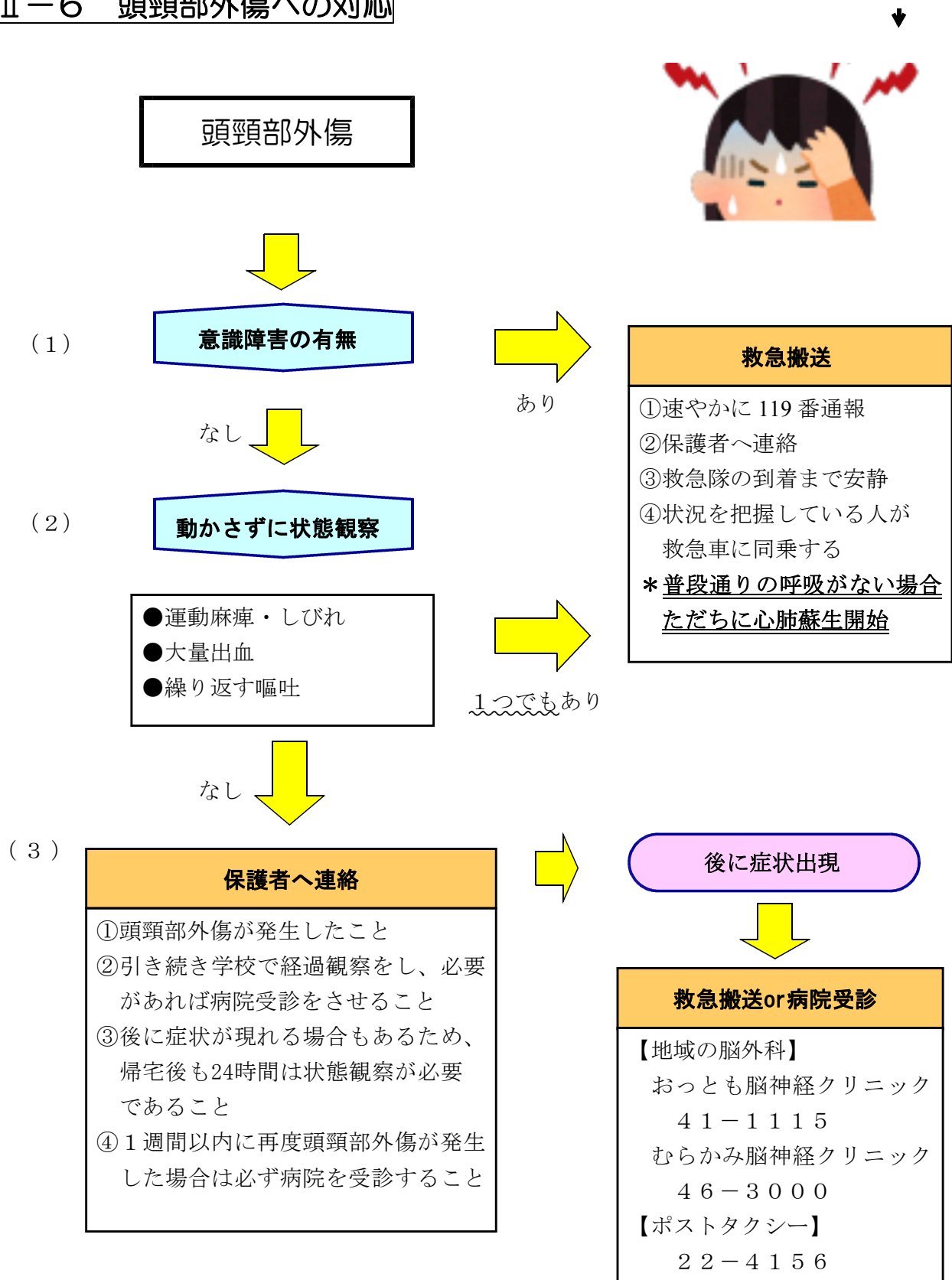
Ⅱ－４ 登下校時の対応



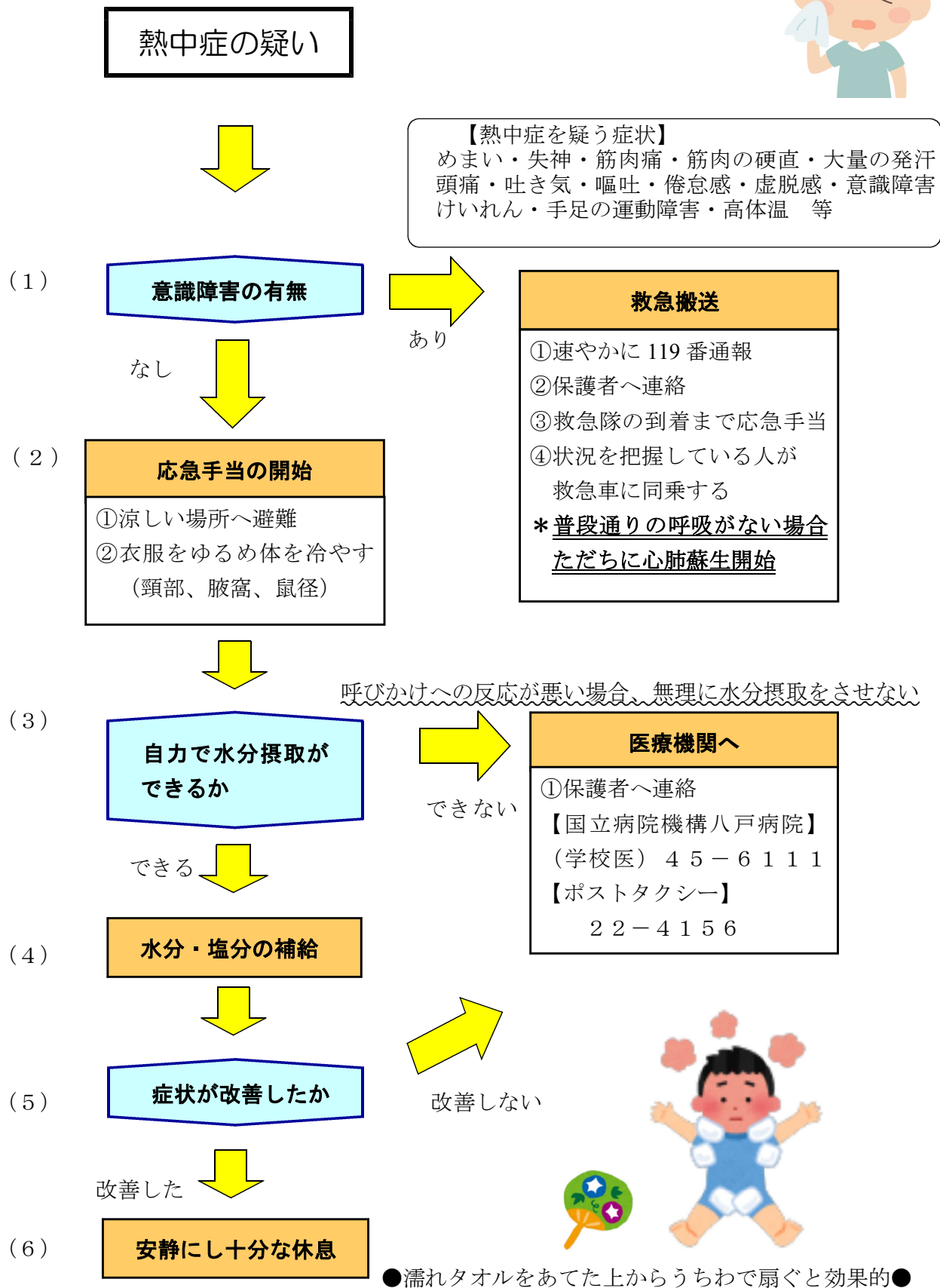
Ⅱ―5 校外活動時の対応



Ⅱ－6 頭頸部外傷への対応



Ⅱ－７ 熱中症発生時の対応



Ⅱ－８ アレルギー症状への対応



- ◆ 症状は急激に変化することがあるため、生徒から離れず観察する
- ◆ Ⅲの症状が1つでも当てはまる場合、エピペンの使用と119番通報

	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
全身の症状	☐ ぐったり ☐ 意識もうろう ☐ 尿や便を漏らす ☐ 脈が触れにくい ☐ 唇や爪が青白い		
呼吸器の症状	☐ 喉や胸が締め付けられる ☐ 声がかすれる ☐ 犬が吠えるような声 ☐ 息がしにくい ☐ 持続する強い咳き込み ☐ ゼーゼーする咳	☐ 数回の軽い咳	
消化器	☐ 我慢できない腹痛 ☐ 繰り返す嘔吐	☐ 中等度の腹痛 ☐ 1～2回の嘔吐 ☐ 1～2回の下痢	☐ 軽い腹痛 ☐ 嘔気
目・口・鼻・顔面	上記の症状が 1つでも当て はまるなら 119番	☐ 顔全体の腫れ ☐ まぶたの腫れ	☐ 目のかゆみ・充血 ☐ 口内違和感、唇の腫れ
皮膚		☐ 強いかゆみ ☐ 全身の蕁麻疹 ☐ 全身が真っ赤	☐ 軽度のかゆみ ☐ 数個の蕁麻疹 ☐ 部分的な赤み
		1つでも当てはまる	1つでも当てはまる
	①直ちにエピペン投与 ②119番通報 ③その場で安静を保つ ④保護者へ連絡 ⑤可能なら持参薬与薬 *普段通りの呼吸がない 場合直ちに心肺蘇生開始	①持参薬を飲ませ、直ちにエピペン準備 ②速やかに医療機関受診(必要時 119 番) ③症状を観察しⅢの症状が出現したらエピペン使用	①持参薬を飲ませる ②少なくとも1時間は継続して症状を観察し、改善しなければ医療機関受診

Ⅱ－９ 不審者侵入への対応

【事前の対応】

- ①校門・通用門・・・校門は機械警備以外の時間は常に開放する。
通用門は生徒の登・下校時のみ開放し、休日は閉鎖。
- ②生徒玄関・・・・・・平日の登・下校時の開放を原則とし、日中は施錠する。
休日の日中は解錠するが、扉の開放はしない。



不審者の発見



内 容	担 当
(１) 不審者かどうかの確認 ①名札の有無 ②用件の確認 ③面会者の氏名確認 ④不審な言動、行動の視認 ⑤服装、持ち物の視認	不審者を発見した教職員（複数で対応）
(２) 退去要請（不審者であることを確認）	
(３) 状況報告	校長、教頭、事務長へ報告
(４) 教室等へ急行	①授業時：授業担当者 ②休み時間：清掃担当者 ③放課後等：各学年担当
(５) 避難場所、避難経路決定	校長、教頭、事務長が決定
(６) １１０番通報（退去しない場合）	
(７) 緊急連絡（職員室から放送） 「～～集合しなさい」 ①第一グラウンド、②職員玄関前	①教頭 ②教務主任 ③生徒指導主任・・・
(８) 安全確保、応急手当（救急車要請） 「必要な場合、救急車に同乗」	学年、生徒指導部の教員
(９) 保護者へ電話連絡 「生徒の安否、負傷の程度等」	



スポーツ健康課への報告（負傷者があった場合）（TEL 017-734-9907）

Ⅱ－10 交通事故への対応



事故の連絡



内 容	担 当
(1) 内容の聞き取り ①関係生徒の氏名・怪我の有無・程度 ②発生場所 ③相手の氏名・所属 ④通報（警察、救急車）の有無 ⑤他の教職員へ情報伝達・協力依頼 ⑥保護者への情報伝達の有無	電話を受けた教職員
(2) 状況報告	
(3) 現場へ急行	学年、生徒指導部の教員（2名以上）
(4) 安全確保、応急手当（救急車要請） 「必要な場合、救急車に同乗」	校長、教頭、事務長へ報告 （搬送先、処置状況）
(5) 現場検証 ①相手の氏名、住所、連絡先確認 ②事故状況の確認	校長、教頭、事務長へ報告
(6) 保護者へ電話連絡 「生徒の安否、負傷の程度等」	



スポーツ健康課への報告（負傷者があった場合）（TEL 017-734-9907）

Ⅱ－11 台風・暴風雨雪への対応

注意報・警報発令



内 容	担 当
(1) 天気予報の確認 (台風の進路、豪雨の発生状況等)	①教頭 ②教務主任 ③生徒指導主任・・・
(2) 休校措置の検討	校長、教頭、事務長、教務主任、生徒指導主任で検討
(3) 休校有無の連絡 (生徒、保護者、教職員へ連絡)	学校HPに掲示、メール配信



- ※ 台風、暴風雨雪による学校への被害が考えられる場合 校長、教頭、事務長が出校。
- (1) 校舎等の被害状況確認
 - (2) 休校有無の決定
 - (3) 保護者への連絡（学校HP等）
 - (4) 教育政策課への報告（休校、出校時間の変更等）（TEL 017-734-9865）
 - (5) 学校施設課への報告（被害があった場合）（TEL 017-734-9874）

Ⅱ－１２ 地震発生時の対応

地震発生・緊急地震速報発令



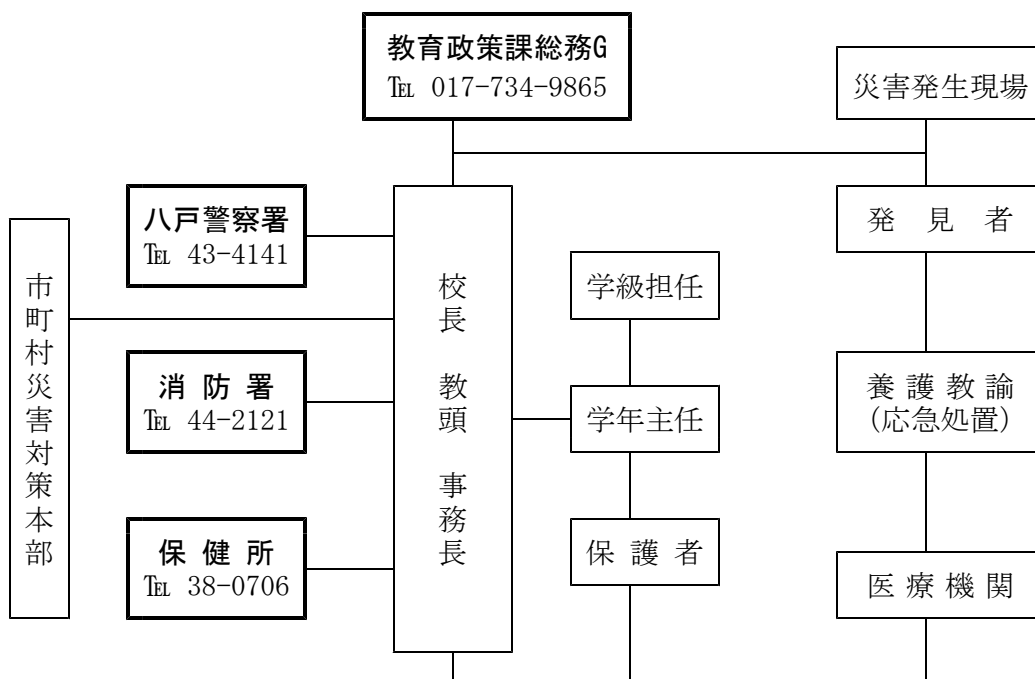
内 容	担 当
(１) 緊急連絡（職員室から放送） 「地震発生、机の下に避難指示」	①教頭 ②教務主任 ③生徒指導主任・・・
(２) 教室等へ急行	①授業時：授業担当者 ②休み時間：清掃担当者 ③放課後等：各学年担当
(３) 校内状況確認 「危険箇所の把握」	教頭、教務主任、生徒指導主任が教員へ指示
(４) 校内状況報告（本部：事務室）	校長、教頭、事務長へ報告
(５) 避難場所、避難経路決定	校長、教頭、事務長が決定
(６) 避難指示（事務室から放送） 「出席簿持参」	①教頭 ②教務主任 ③生徒指導主任・・・
(７) 人員点呼（管理職等へ報告） 「必要により、校地内搜索」	①教頭 ②教務主任 ③生徒指導主任・・・
(８) 負傷者確認（管理職等へ報告） 「必要により、応急手当、病院搬送」	①教頭 ②教務主任 ③生徒指導主任・・・
(９) 保護者へ電話連絡 「生徒の安否、負傷の程度等」	全教職員
(10) 校舎等の被害状況確認 「校舎内外の破損、水道、電気の異常」	全教職員



- ※ 夜間に地震発生（震度５弱以上）校長、教頭、事務長出校。
- (１) 校舎等の被害状況確認
 - (２) 休校有無の決定
 - (３) 保護者への連絡（学校ＨＰ等）
 - (４) 教育政策課への報告（休校、出校時間の変更等）（TEL 017-734-9865）
 - (５) 学校施設課への報告（被害があった場合）（TEL 017-734-9874）
 - (６) スポーツ健康課への報告（負傷者があった場合）（TEL 017-734-9907）

Ⅱ－１３ 地震等自然災害発生時の対処

１ 関係機関への通報・連絡網



２ 関係機関への通報・連絡内容と方法

機 関 名	通 報 ・ 連 絡 内 容
県教育委員会	生徒の避難状況、生徒・職員の被災状況、学校被災状況
警 察 署	通学路の安全確保要請、盗難に対する警戒警備
消 防 署	救急救命の要請、火災発生の状況、消火要請、水利状況 救出方法、消火方法
保 健 所	衛生状況の報告、衛生管理の要請
医 療 機 関	受入要請、生徒の被災・治療状況の確認
保 護 者	緊急連絡事項（生徒の被災状況）、医療機関の確認

３ 非常災害備品等（事務室常備）

- | | | | | |
|-------------------------------|---------------------------------|------------------------------------|------------------------------|---------------------------------|
| ☐ 生徒名簿 | ☐ 救急箱 | ☐ 懐中電灯 | ☐ カップ | ☐ 飲料水 |
| ☐ ランタン | ☐ ハンドマイク | ☐ 携帯ラジオ | | ☐ ろうそく |
| ☐ マッチ | ☐ 予備電池 | ☐ 危機管理マニュアル | | ☐ チャッカマン |
| ☐ 本部旗 | ☐ 発電機 | | | |

Ⅱ－14 大災害発生時の登下校のガイドライン

I 大きな地震が発生 ※八戸市の震度

	震度 6 以上	震度 5 強、震度 5 弱	震度 4 以下
登校前	臨時休校	被害状況によっては休校 緊急連絡メール等で連絡 自宅待機	原則、出校 危険であると保護者が判断した 場合、登校を見合わせる
登校後	① 生徒の安全を第一に考え、校内の安全な場所に避難・待機 ② 安全に帰宅できると判断するまで学校に待機 ③ 保護者またはご家族が迎えに来られた時は、確認の上、生徒を下校		
登下校中	普段から家族で地震発生時にどのように対処するか、約束事を決めておく 例) ①学校に避難する ②自宅に戻る ③事前に家族で決めた避難場所に避難する など		

II 「特別警報」が発令（津波、大雨、暴風、噴火など）

登校前	原則、休校
登校後	① 登校後に特別警報が発令された場合、安全に帰宅できると判断できるまで学校に待機させる。 ② 保護者またはご家族が迎えに来られた時は、確認の上、生徒を下校させる。

※前日までに危険な状況が予想される場合は、生徒を通して明日の対応を連絡

III 「各種警報」が発令（津波警報、大雨警報、暴風警報、洪水警報、暴風雪警報、竜巻警報など）

登校前	① 原則、出校 ただし、「暴風警報」などが発令された場合は休校措置もありうる ② 海水面の急激な変化、道路の冠水、河川の増水、暴風などにより登校が危険と保護者が判断した場合は登校を見合わせる 特に、津波が予想される場合、ただちに指定避難場所や高台へ避難する。 第二グラウンドは津波浸水想定区域に指定されているので、速やかに避難する。
登校後	① 登校後に警報が発令された場合は、気象状況や交通状況等を判断し、授業を中止して速やかに下校させることもある。 下校が危険と判断した場合には、安全に帰宅できると判断するまで学校に待機 ② 保護者またはご家族が迎えに来た時は、確認の上、生徒を下校させる。

※前日までに状況が予想される場合は、生徒を通して対応を家庭に連絡

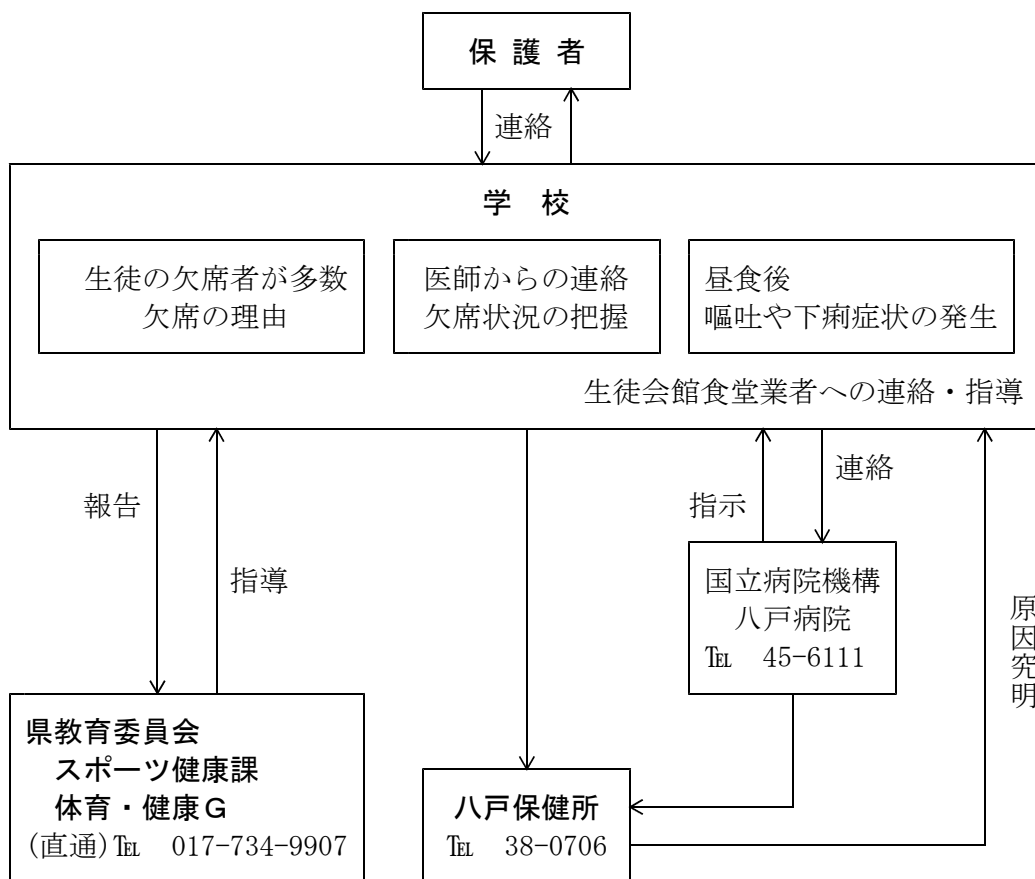
Ⅱ－１５ 感染症・食中毒発生時における対応

１ 対応

学校においては日頃から生徒の健康状態の把握に努めるとともに、感染症・食中毒の集団発生又は、集団発生の疑いがあるときは速やかに次のような措置を講ずる。

- (1) 生徒一人一人の欠席状況及び健康状態の把握を行う。
- (2) 異常を訴える者や欠席者の欠席理由や症状に腹痛、発熱、嘔吐、湿疹、風邪のような症状が共通して見られた場合など、感染症・食中毒の疑いがあるときは、直ちに学校医と相談して、対策を講ずる。
- (3) 感染症、食中毒発生時、保護者に対して行う緊急連絡は、情報が速やかに伝達されるよう連絡網を用いる。

２ 連絡網



Ⅱ-16 火災発生時の対応

火災発生・火災報知器作動



内 容	担 当
(1) 火災場所の確認 「確認後、火災報知器のボタンを押す」	在校する教職員で分担して確認
(2) 状況報告（本部：事務室）	校長、教頭、事務長へ報告
(3) 避難場所、避難経路決定	校長、教頭、事務長が決定
(4) 緊急連絡（職員室から放送） 「火災発生、～へ避難しなさい」 ①第一グラウンド、②職員玄関前	①教頭 ②教務主任 ③生徒指導主任・・・
(5) 消防署へ連絡（119） ①火事です。 ②類家1丁目 八戸東高校です。 ③〇階、〇室から出火しています。 ④私は、〇〇です。	①教頭 ②教務主任 ③生徒指導主任・・・
(7) 人員点呼（管理職等へ報告） 「必要により、校地内搜索」	①教頭 ②教務主任 ③生徒指導主任・・・
(8) 負傷者確認（管理職等へ報告） 「必要により、応急手当、病院搬送」	①教頭 ②教務主任 ③生徒指導主任・・・
(9) 保護者へ電話連絡 「生徒の安否、負傷の程度等」	①教頭 ②教務主任 ③生徒指導主任・・・
(10) 鎮火後、校舎等の被害状況確認 「校舎内外の破損、水道、電気の異常」	全教職員



※ 夜間に火災発生 校長、教頭、事務長出校。

- (1) 校舎等の被害状況確認
- (2) 休校有無の決定
- (3) 保護者への連絡（学校HP等）
- (4) 教育政策課への報告（休校、出校時間の変更等）（TEL 017-734-9865）
- (5) 学校施設課への報告（被害があった場合）（TEL 017-734-9874）
- (6) スポーツ健康課への報告（負傷者があった場合）（TEL 017-734-9907）

Ⅱ－１７ 生徒の行方不明時の対応

生徒の行方不明発覚



内 容	担 当
(１) 生徒氏名の確認	授業担当者または担任が不明生徒の氏名確認
(２) 状況報告（本部：職員室）	授業担当者または担任が、教頭へ報告 本部【教頭・生徒指導主任】
(３) 第一次搜索（校内） 下足箱の確認・敷地内を搜索 搜索状況報告	教頭が搜索指示 教頭が校長へ報告
(４) 第二次搜索 （校外へ出たと判断した場合） 関係機関（警察等）・保護者へ連絡 保護者には連絡が取れるように依頼 搜索範囲・人員・方法の指示 身上調書を活用し情報を収集 校外の搜索	校長、教頭が決定 教頭が関係機関へ連絡 担任が保護者へ連絡 教頭・生徒指導主任で決定 担任・生徒指導担当教員 授業担当以外の教員
(５) 第三次搜索 関係機関（警察等）との対応を中心に 搜索	教頭が全体の窓口となって対応
* 登下校時は、保護者や友人から、服装・持ち物、所持金等の有無等の情報を収集し対応する。また、搜索範囲に通学路、バス停、公園等を加える。	

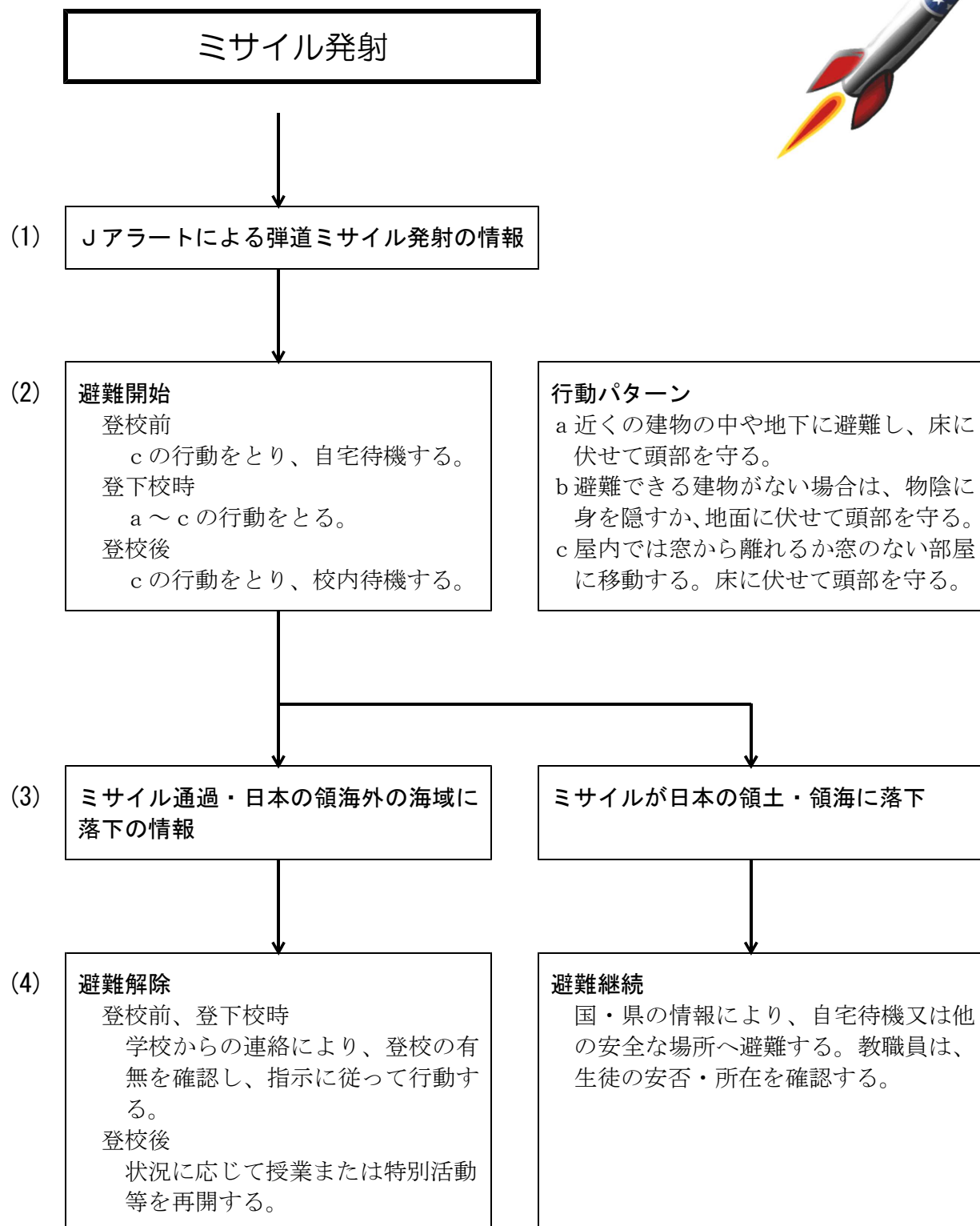


発見

- (１) 外傷や心的異常の有無、着衣の乱れの有無、持ち物の変化の確認
- (２) 保護者への報告、搜索者への連絡、関係機関への報告
- (３) 保護者への連絡（学校ＨＰ等）

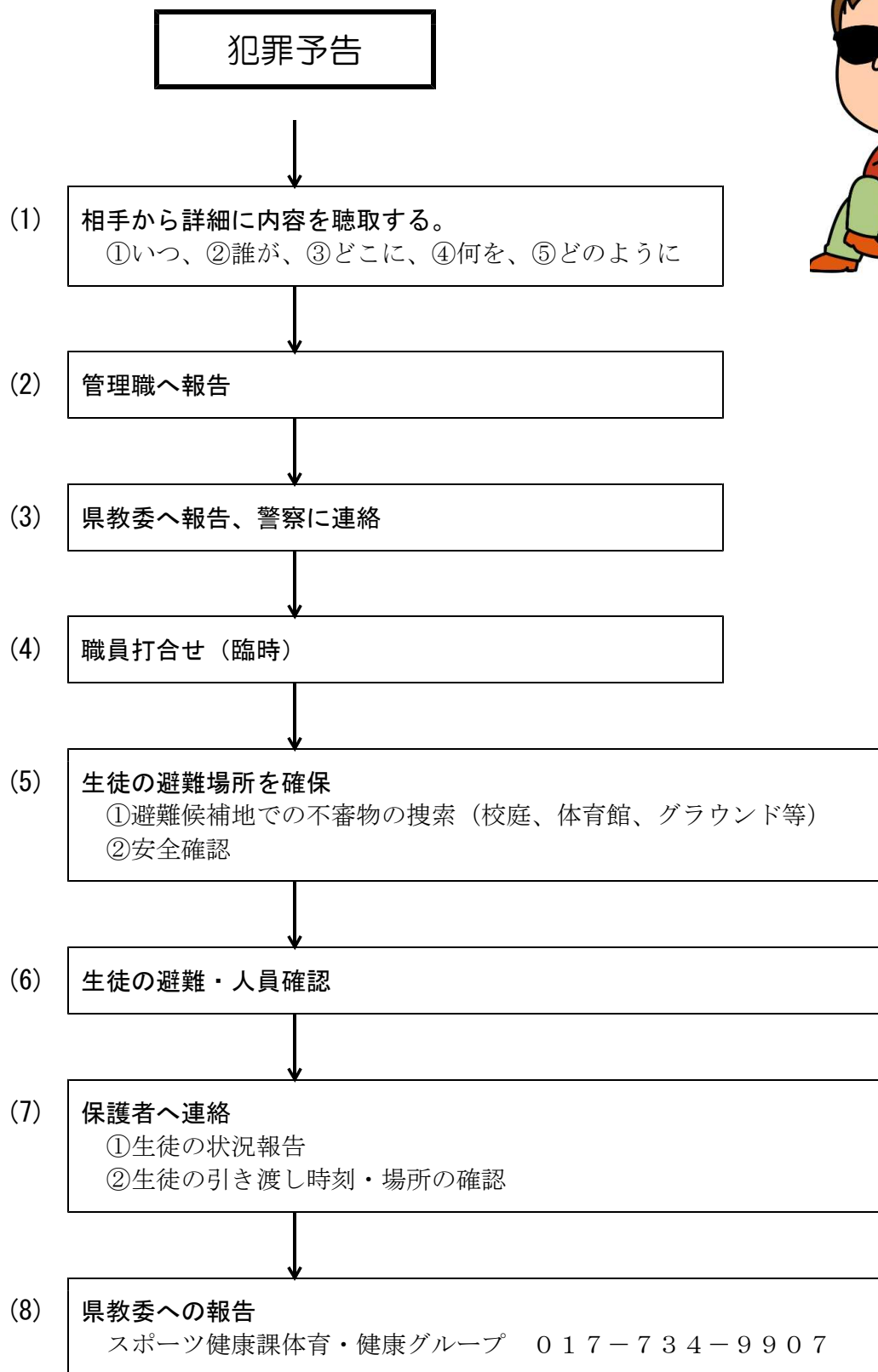
Ⅲ. 新たな危機事象

Ⅲ－１ 弾道ミサイル発射に係る対応

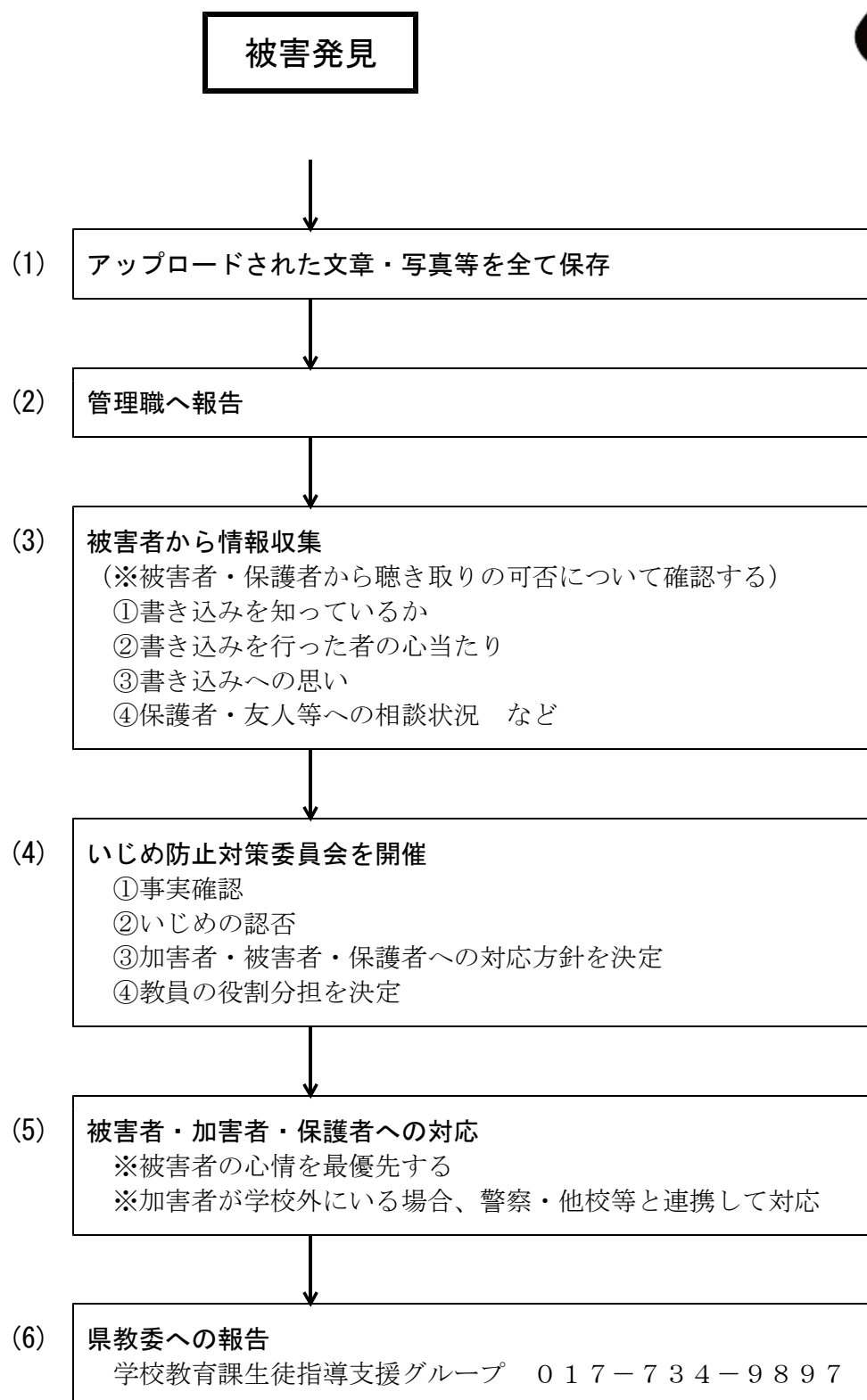


※落下物と思われるものを発見した場合には決して近づかず、警察や消防署に連絡するよう生徒に指示する。

Ⅲ－２ 学校への犯罪予告・テロへの対応



Ⅲ－３ インターネット上の犯罪被害への対応



Ⅳ 事後の危機管理

1 安否確認

(1) 生徒が学校内にいる場合の安否確認

- ・負傷者がいるかどうか全員を集合させる。もしくは、授業等の担当者が把握して報告する。
- ・休憩時間や放課後などは、生徒の状況把握が困難になるため、教職員はあらかじめ決められた、それぞれの担当場所（防火管理区域）に急行し、速やかに負傷者の有無を確認する。
- ・生徒が校舎外に出て、学校周辺の店や民家等に避難していないか調べる。
- ・校外活動中の場合も上記のような安否確認を行い、学校に報告する。

(2) 生徒が登下校中や自宅にいる場合の安否確認

- ・生徒の自宅やその周辺、学校周辺の店や民家、避難所などに避難している者がいないか、けがをしていないかを調べる。その際、教職員は被害に巻き込まれないように注意する。

(3) 安否情報の集約

- ・職員室で情報を集約し、教頭を集約担当者として確認を進める。
- ・負傷者がいる場合には、速やかに、応急手当の実施や救急車の要請などの対応に移る。

2 引渡し・待機

